

財務省告示第三十一号	国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵	省令第三十号）第四條第三項の規定に基づき、平	成十七年一月二十五日に発行する利付国債の発行	条件等を次のとおり告示する。	平成十七年一月二十四日	財務大臣 谷垣 禎一	一 名称及び記	二 発行の根拠	三 振替法の適	四 発行方法	五 発行額
十億九千四百四十万二千九百九十九	億九千四百四十万二千九百九十九	億九千四百四十万二千九百九十九	億九千四百四十万二千九百九十九	億九千四百四十万二千九百九十九	億九千四百四十万二千九百九十九	億九千四百四十万二千九百九十九	億九千四百四十万二千九百九十九	億九千四百四十万二千九百九十九	億九千四百四十万二千九百九十九	億九千四百四十万二千九百九十九	億九千四百四十万二千九百九十九

六 払込金額
七 最低額面金
八 振替単位
九 発行の日
十 募集の価格
十一 利率
十二 経過利子の
み

五 条ノ二の規定に基づき発行す
る利付国債に於いては、額面
一兆九千五百七十七億二千
七十九万五千七百七十
五万円の振替法の規定による
の記載又は記録は、最低額面
の整数倍の金額によるものと
す。平成十七年一月二十五日
平成一四年四月二十五日
額面金額百円につき百円三十銭
年一・四パーセント
(一) 国債募集引受団は、払込金
額に加工え、次の算式により算
出した金額を第十九号の規定
する期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.4}{100} \times \frac{36}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収されるに
もとのとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
に於いては、前記(一)の算式に
り算出した金額から当該金額
に百分の二十を乗じた金額
へただし、当該国債を発行時
に於いて取得する者が非居住
者又は外国人である場合に
は、前記(一)の算式により算出
た金額に当該非居住者又は外
国法人が適用を受ける所得税

十三 初期利子

の税率を乗じた金額を控除
すの税
成すこ
し、七
と、十
金、次
が、行
そ、銀
次、の
す、の
期、及
す、期
日、第
に、十
つ、五
い、号
て、に
同、お
じ、い
。、て
規、規
定、定

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.4}{100} \times 2$$

十四 第二期利子

毎、年
日、を
い、て
る、利
平、成
額、二
日、本
額、金
に、百
つ、千
き、百
百、円

十五 償還金額

平、成
額、二
日、本
額、金
に、百
つ、千
き、百
百、円

十六 償還期限

平、成
額、二
日、本
額、金
に、百
つ、千
き、百
百、円

十七 元金支

平、成
額、二
日、本
額、金
に、百
つ、千
き、百
百、円

十八 払込期日

平、成
額、二
日、本
額、金
に、百
つ、千
き、百
百、円

十九 払込期日

平、成
額、二
日、本
額、金
に、百
つ、千
き、百
百、円